

摂津市エコアクション21認証取得事業補助金制度について

制度の概要

1の認証取得した事業者に対し予算の範囲内(上限 20 万円)において認証取得に要した費用の一部を補助する制度です。

この事業の目的は、摂津市内の中小企業者に対し、補助金を交付することにより、中小企業者が環境負荷のかからない循環型社会づくりのために環境への目標を持ち、行動することができる体制を整備するとともに、中小企業者の信用力の向上、経費の削減及び生産力の向上を図りながら企業から排出されるごみの減量やCO₂削減など本市の環境保全活動に資することを目的としています。お気軽に環境業務課まで問い合わせください。

補助対象事業者

動を行っている中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者です。ただし、既に補助金の交付を受けた者を除きます。

【中小企業基本法第2条の定義】

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300 人以下、又は 3 億円以下
卸売業	100 人以下、又は 1 億円以下
小売業 (飲食店も含む)	50 人以下、又は 5,000 万円以下
サービス業	100 人以下、又は 5,000 万円以下

※ 中小企業法第2条第1項各号に掲げる中小企業者

補助対象経費

に掲げる経費とします。

- (1) エコアクション21の認証を取得するための指導、助言その他の支援に係る委託料
- (2) 審査人に支払う登録審査費用 (審査人等の交通費、宿泊費等を含む)
- (3) 中央事務局に支払う認証・登録費用
- (4) その他、市長が特に必要と認める経費

※ (1) から (4) に係る消費税も含まれます。対象事業者が最初に受けた認証・登録に係るものに限りません。

- 市外に立地する事業所と同時にエコアクション 21 の認証を取得しようとする場合における補助対象経費は次のとおりです。

(1) 事業所ごとに区分できる場合

市内に立地する事業所に要した経費とします。

(2) 事業所ごとに区分できない場合

市内に立地する事業所と市外に立地する事業所の従業員の数であん分した経費とします。

補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内において、市長が定める額とし、20 万円を限度とします。

※ 1 事業者 1 回限りとします。

※ 国、大阪府、その他の団体からエコアクション 21 の認証を取得するための補助金や助成金等を受ける場合は、その額を 20 万円から控除した額を限度とします。

補助金交付の手続き

エコアクション 21 の認証を取得した日の翌日から起算して 1 年以内に、エコアクション 21 認証取得事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて摂津市環境業務課に提出してください。

- (1) 企業概要書（様式第 2 号）
- (2) 取得したエコアクション 21 認証・登録証の写し
- (3) エコアクション 21 の認証を取得したときに公表した環境活動レポート
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (5) 市税を完納していることを証明できる書類
- (6) 市長が必要と認める書類（その他提出をもとめられた書類等）

お問い合わせ先

申込みは摂津市環境業務課で受け付けています。お気軽にご相談ください。

摂津市 生活環境部 環境業務課

〒566-0035 摂津市鶴野 1 丁目 3 番 1 号

T E L 072-634-0210 F A X 072-634-2318